

# リンクスの 事業再生現場

## レポート 第37回



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F  
TEL: 028-634-5088  
Mail: info@rincs.biz  
URL: http://www.rincs.biz/

### 【金融円滑化法終了 パート3】

前回レポートからの続きです。中小企業金融円滑化法終了に伴う対策として、決算状況ごとの対処法として、(1) 黒字決算のケース (2) 赤字決算・自己資本毀損小のケースについて説明しましたが、今回は (3) 赤字決算・自己資本毀損大のケースです。金融安定化法終了に伴い、最も影響が大きいと思われる。

何故なら、このゾーンこそが、金融機関から見た不良債権だからです。金融円滑化法終了により、金融機関（むしろ金融庁）としては、不良債権として処理したい先になります。

金融機関の行動として予想されることは、幾つかあります。最も恐れるべき行動パターンは、有無を言わさぬ回収行動に着手されることです。一般的には不動産担保の競売申立、次に連帯保証人への請求、預金・売上債権・保証人資産への差押にまで至るケースもあります。金融円滑化法の主旨とは正反対ですが、金融機関は預金者や株主のための回収極大化が使命です。本部が回収方針と決定すれば、現場の支店では従わざるを得ません。現場の担当者を恨んでいても何も解決しません。受け身でいては倒産です。まずは、金融機関と話し合うことから始めないといけません。事業継続に必要なものは守らなければなりませんので、早急な対策が必要になります。

ただし、金融機関がそこまでの回収行動を起

こすことは、余程のケースと考えてよいでしょう。通常は、サービサーへの債権売却にて不良債権を処理すると思われます。どういうことかと言いますと、今まで取引していた金融機関から「当行は、あなたとの取引は終了します。今後は、サービサーに返済してください。」と通知が来ます。

普通に考えれば大ピンチです。しかし、あきらめることはありません。これはチャンスなのです。何故なら、金融機関とサービサーでは判断基準が全く異なるからです。金融機関は公共性や地域への影響に最大限配慮して意思決定が行われます。一方、サービサーはビジネスライクに判断するのみです。

現に私どものクライアントにも、サービサーの協力を得て、過去の債務と決別し、今では金融機関と取引を復活している方が何社もあります。勿論、サービサーに債権譲渡されるからには、多大なリスクにさらされ倒産の危機もありますが、金融機関から見放されても、それがイコール倒産ではないということだけは覚えておいてください。

今やることは、一にも二にも事業の立て直しです。経常利益黒字化が理想ですが、営業利益黒字化していれば、事業継続の方法はあります。まずは、営業利益黒字化に向けて、一緒に考えていきましょう。



#### 〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。